

宮崎県 I C T 活用工事実施要領（一般土木版）

令和 8 年 3 月 1 9 日

県土整備部技術企画課

（趣旨）

第 1 この要領は、宮崎県県土整備部が「国土交通省土木工事標準積算基準書」に基づいて積算し、発注する建設工事（ただし、港湾工事を除く）のうち、I C T 施工技術を全面的に活用する工事（以下「I C T 活用工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 I C T 活用工事とは、次に掲げる①から⑤までの各段階において、I C T を全面的に活用する工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T 建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

（対象工種・実施内容）

第 3 I C T 活用工事の対象工種及び実施内容は、別表 1（対象工種）左欄に示す対象工種及び右欄に示す国土交通省実施要領の「1. I C T 活用工事」に基づくものとする。ただし、災害復旧事業や国土交通省所管以外の事業については、所管省庁への変更手続きの可否や予算上の制約の有無等を確認するため、発注者は別途事業課と協議すること。

（I C T 活用工事の発注方式）

第 4 I C T 活用工事の発注方式（付帯構造物設置工以外の工種に限る。）は、次の各号に掲げるとおりとするが、工事内容及び I C T 施工機器の普及状況等を勘案し決定する。

なお、I C T 活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があり、発注者との協議が整った場合は、I C T 活用工事として事後的に設定できるものとし、I C T 活用工事として設定した後は、受注者希望型と同様の取扱いとする。

（1）発注者指定型

発注者の指定により別表 1 に掲げる工種のうち、「1 土工」及び「9 舗装工」であって、別表 2 に掲げる目安となる土工量又は舗装面積を満たす工事に適用する。

なお、第 2 に掲げる全ての段階において、I C T を全面的に活用することを原則とする。

（2）受注者希望型

受注者の希望により別表 1 に掲げる工種のうち、「3 付帯構造物設置工」を除くものであって、別表 2 に掲げる目安となる土工量、舗装面積、路面切削面積、オーバーレイ面積又は法面面積を満たす工事又は該当工種を含む工事に適用する。

なお、第2①から⑤までの各段階のうち、部分的なICTの活用を認め、その場合においても②、④及び⑤は必須とする（④が該当無しの場合は、②及び⑤を必須とする）。

（発注における入札公告等）

第5 入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）及び特記仕様書別表において、「ICT活用工事」である旨を記載するものとする。

<発注者指定型（入札公告等の記載例）>

5 その他の事項
本工事は、ICT活用工事（発注者指定型）の対象工事である。
対象の工種は、〇〇工とする。
※適用する工種のみ記載すること。

<受注者希望型（入札公告等の記載例）>

5 その他の事項
本工事は、ICT活用工事（受注者希望型）の対象工事である。
対象の工種は、〇〇工とする。
※適用する工種のみ記載すること。

（工事成績評定における加点措置）

第6 ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」の評定項目において次の各号に掲げるとおり評価するものとする。ただし、一つのICT活用工事において、複数の工種でICT活用工事を実施した場合は、次の各号に定める加点を上限とする。

（1）ICT活用工事として第2に掲げる全ての段階でICTを活用した工事は、2点の加点とする。なお、以下①から⑤までの場合は、他の全ての段階でICT施工技術を活用していれば同様に加点する。

- ① 3次元起工測量又は3次元設計データ作成を発注者が貸与した場合
- ② 国土交通省実施要領において、「① 3次元起工測量」、「③ ICT建設機械による施工」及び「④ 3次元出来形管理等の施工管理」が該当無しの場合
- ③ 土工1000m³未満、小規模土工及び作業土工において、3次元起工測量を従来手法で行った場合
- ④ 現場条件により、ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合で、監督員との協議の上、従来建設機械による施工を実施してもよいと判断された場合
- ⑤ 現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工において、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データ作成を行わなかった場合

（2）第4第2項に基づく、部分的なICTの活用を実施した工事は、1点の加点とする。

（施工管理、監督・検査の対応）

第7 ICT活用工事を実施するにあたっては、国土交通省が定める出来形管理要領、出来形管理の

監督・検査要領等（別表3）に則り、監督・検査を実施するものとし、監督員及び検査員は、受注者に従来手法との二重管理を求めないものとする。

また、監督・検査に係る機器（3次元データを閲覧可能なパソコン等）は受注者が準備するものとする。

（工事費の積算）

第8 工事の積算については次の各号に掲げるとおりとする。

（1）発注者指定型における積算方法

「国土交通省ICT活用工事積算要領」に基づく積算を行い発注するものとし、ICT施工技術の活用実績に応じて、積算基準等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

（2）受注者希望型における積算方法

「国土交通省土木工事標準積算基準書（従来基準）」に基づく積算を行い発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用工事を実施する場合、「国土交通省ICT活用工事積算要領」に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

（3）付帯構造物設置工におけるICT活用について

発注者指定型又は受注者希望型の受注者が、ICT土工等に関連する付帯構造物設置工におけるICT活用について発注者へ提案・協議を行い協議が整ったものについては、設計変更の対象とし、「国土交通省ICT活用工事積算要領」に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

（4）その他

現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について、見積りを求め、その内容を確認の上、設計変更するものとする。

（現場見学会の実施）

第9 ICT活用工事の推進を目的として、発注者の求めにより官民等を対象とした現場見学会を実施する場合は、受注者はこれに協力するものとする。その際には、事前に現場見学会の予定時期及び見学会内容や費用等について、受発注者間で協議の上決定するものとする。

（ICT活用証明書の発行）

第10 ICT活用工事を実施した工事には、工事執行機関の長から受注者にICT活用証明書（別記様式1）を発行する。

なお、証明書の発行は、工事成績評定通知時に行う。

（アンケート調査）

第11 発注者がICT活用工事の効果検証等に係る調査を行う場合は、受注者はこれに協力するものとする。

(その他)

第12 本要領によるICT活用工事の実施にあたり疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
(ICT活用工事実施要領の廃止)
- 2 ICT活用工事実施要領(令和4年3月8日県土整備部技術企画課定め)は廃止する。

別表 1 対象工種（第3関係）

対象工種	国土交通省実施要領
1 土工	ICT活用工事（土工）実施要領
2 作業土工（床掘）	ICT活用工事（作業土工（床掘））実施要領
3 付帯構造物設置工	ICT活用工事（付帯構造物設置工）実施要領
4 法面工	ICT活用工事（法面工）実施要領
5 擁壁工	ICT活用工事（擁壁工）実施要領
6 地盤改良工	ICT活用工事（地盤改良工）実施要領
7 基礎工	ICT活用工事（基礎工）実施要領
8 河川浚渫工	ICT活用工事（河川浚渫工）実施要領
9 舗装工	ICT活用工事（舗装工）実施要領
10 舗装工（修繕工）	ICT活用工事（舗装工（修繕工））実施要領
11 構造物工（橋梁上部）	ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））実施要領
12 構造物工（橋脚・橋台）	ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領
13 コンクリート堰堤工	ICT活用工事（コンクリート堰堤工）実施要領

別表2 ICT活用工事適用一覧（第4関係）

工種	発注方式適用の目安		各段階におけるICTの活用（注H）				
	発注者指定型	受注者希望型	① 3次元 起工 測量	② 3次元 設計 データ 作成	③ ICT 建設機械 による 施工	④ 3次元 出来形 管理等の 施工管理	⑤ 3次元 データの 納品
1 土工	○(注A)	○(注B)	○	○	○	○	○
2 作業土工（床掘）	－	○	○	○	○	－	○
3 付帯構造物設置工	－	○(注C)	○	○	－	○	○
4 法面工	－	○(注D)	○	○	－	○	○
5 擁壁工	－	○	○	○	－	○	○
6 地盤改良工	－	○	○	○	○(注I)	○	○
7 基礎工	－	○	○	○	－	○	○
8 河川浚渫工	－	○	○	○	○	○	○
9 舗装工	○(注E)	○(注F)	○	○	○	○	○
10 舗装工 （修繕工）	－	○(注G)	○	○	○	○	○
11 構造物工 （橋梁上部）	－	○	－	○	－	○	○
12 構造物工 （橋脚・橋台）	－	○	○	○	－	○	○
13 コンクリート 堰堤工	－	○	○	○	－	○	○

注A：土工量7,000m³以上（掘削土量及び盛土土量の合計で判断する）
（例：掘削土量8,000m³、盛土土量2,000m³の工事は、土工量を10,000m³とする。）

注B：土工量7,000m³未満（掘削土量及び盛土土量の合計で判断する）

注C：付帯構造物設置工単独での発注は行わない。

注D：法面面積1,000m²以上（工事内容の合計で判断する。）
（例：植生基盤吹付工500m²、モルタル吹付工700m²の工事は、法面面積を1,200m²とする。）

注E：舗装面積10,000m²以上（As舗装、路盤のうち、最も数量の大きな工種で判断する。）
（例：表層9,500m²、基層9,500m²、上層路盤10,500m²の工事は、舗装面積を10,500m²とする。）

注F：舗装面積1,000m²以上10,000m²未満（As舗装、路盤のうち、最も数量の大きな工種で判断する。）

注G：路面切削面積または切削オーバーレイ面積1,000m²以上

注H：「－（該当無し）」の場合を除き、②、④及び⑤は必須とする。

注I：施工履歴による管理となるため必須とする。

別表3 施工管理要領、監督・検査要領（第7関係）

1	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
2	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工編)(案)
3	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(路面切削工編)(案)
4	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫工編)(案)
5	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(付帯構造物設置工編)(案)
6	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理等・中層地盤改良工編)(案)
7	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(固結工(スラリー攪拌工)・バーチカルドレイン工編)(案)
8	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(法面工編)(案)
9	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(トンネル工編)(案)
10	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(基礎工編)(案)
11	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(擁壁工編)(案)
12	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工(1_000m3未満)・床堀工・小規模土工・法面整形工編)(案)
13	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(構造物工(橋脚・橋台)編)(案)
14	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(構造物工(橋梁架設・床版)編)(案)
15	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)
16	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理監督検査要領
17	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領
18	施工履歴データによる土工の出来高算出要領(案)
19	ステレオ写真測量(地上移動体)を用いた土工の出来高算出要領(案)
20	地上写真測量(動画撮影型)を用いた土工の出来高算出要領(案)
21	ICT建設機械 精度確認要領(案)

様式1

令和〇〇年〇月〇日

株式会社〇〇

〇〇 〇〇 様

宮崎県

〇〇土木事務所長 印

I C T活用証明書

下記工事について、I C Tの実施を証明する。

工 事 名 : 令和〇〇年度〇〇工区〇〇工事

工 期 : 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日

完成年月日 : 令和〇〇年〇月〇日